

# 鉛製給水管修繕業務委託に関する仕様書

## 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、甲府市上下水道局（以下「委託者」という。）の指示に基づき、鉛製給水管解消を目的とした修繕（布設替え）業務（以下「修繕業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書は、修繕業務の実施にあたり、特記事項について定めたものであり、修繕業務に関するその他の一般事項等については、委託者の標準工事仕様書（日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書」、甲府市「土木工事共通仕様書」及び山梨県土木部監修「建設工事必携」（以下、標準仕様書類という。)) に準ずるものとする。
- (3) 標準仕様書類と本仕様書の記載が異なるときには、本仕様書が優先される。

## 2 実施場所

甲府市上下水道局 給水区域内一円とする。

## 3 実施期間

着手日から令和5年3月31日までとする。

## 4 修繕班の編成

- (1) 受託者は、1班3名以上から成る修繕班を編成し、委託者からの随時の指示により、速やかに修繕業務に対応できる体制を維持しなければならない。
- (2) 受託者は、各班に修繕業務の技術を有し臨機に対応に熟練した者を班長（現場代理人）として置かなければならない。
- (3) 受託者は、あらかじめ班の編成者及び班長（現場代理人）（以下「業務従事者」という。）を委託者に届け出、委託者の承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、修繕業務の実施に必要な機材、資材等を常備し、これらを運搬する車両等を確保しなければならない。
- (5) その他、修繕班の運用については、必要に応じ委託者と受託者で協議するものとする。

## 5 業務従事者証

委託者は、業務従事者の届出に基づいて従事者証を交付する。

## 6 作業指示及び実施

- (1) 修繕業務は、個別の修繕業務ごと（以下「個別業務」という。）に受託者が委託者の監督員からの指示（指示書、修繕等業務報告書及び必要書類等）を受けて実施するものとする。
- (2) 受託者は、指示書を受領した後、速やかに指示受書を提出しなければならない。

## 7 業務の再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

## 8 不当介入に対する通報報告

受託者は、修繕業務の実施等に際して、暴力団等から不当介入を受けた場合は、委託者への報告及び所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

## 9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び修繕業務の細目については、委託者の指示によるものとする。

## 10 実施上の義務

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合は、個別業務ごとに道路占用許可の申請を所轄警察署長に提出し許可を受けなければならない。
- (2) 受託者は、修繕業務の実施にあたり道路法に基づく道路管理者及び道路交通法に基づく所轄警察署長の指示に従うほか、労働安全衛生法など関係する法令、条例、規程等に定める事項を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、修繕業務の実施にあたっては、安全に留意し現場管理を行う義務を負うものとする。特に、交通量の激しい道路における作業においては、交通誘導員を配置するほか、冬季においては道路の凍結防止措置を行うなど第三者及び作業員等に対する事故及び災害防止に万全の処置を施すものとする。
- (4) 受託者は、修繕業務の実施にあたり周辺住民への対応に十分留意し、トラブル等が発生しないように配慮するとともに、業務従事者に従事者証を携帯させなければならない。
- (5) 修繕業務に起因して生じた事故及び路面修繕については、受託者が責任をもって措置を行わなければならない。

## 11 実施仕様

- (1) 修繕業務における個別業務の実施範囲は、原則計画図によるものとし必要最小限度とする。また、断水等の措置が必要となる場合は、委託者の監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- (2) 実施範囲における掘削箇所が舗装又はコンクリートの場合は、切断機により切断し、復旧は、加熱合材によるものとする。また埋め戻し等は、委託者の標準仕様書類に準ずるものとする。
- (3) その他、個別業務の実施仕様については、委託者の指示によるものとする。

## 1.2 資材等仕様

修繕業務に必要な資材等は、委託者の定める仕様（甲府市上下水道局が使用を承認した製品であること。）に基づくものとし、全て受託者が調達するものとする。

## 1.3 監督員の検査

- (1) 受託者は、個別業務が完了した時は、その都度委託者の監督員に報告し、確認検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の確認検査に合格した時は、速やかに修繕等業務報告書に必要事項を記入後返却し、委託者の書類審査を受けるものとする。

## 1.4 記録写真

記録写真は、標準仕様書類に定める「工事写真撮影要領」に準ずる。なお、次の条件を満たすこと。

- (1) 個別業務における作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中及び作業後と同一の場所から撮影すること。
- (2) 発生材の搬出及び処分については、積込み状況、運搬状況、施設搬入状況等が確認できるものとし、運搬車両のナンバープレート等を入れること。

## 1.5 労災補償

修繕業務の実施により受託者の従業員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、受託者の労災保険により補償するものとする。

## 1.6 業務終了後の提出書類

受託者は、各月の個別業務が終了したときは、委託者が定める必要書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。なお、委託者が検査に必要と認めたときは、定めのない書類についても提出しなければならない。

## 1.7 支払方法

- (1) 受託者は、完了した修繕業務がすべて合格したときは、当該月分の委託代金として業務完了前に部分払いを請求することができる。
- (2) 委託者は、受託者から代金の請求があったときは、速やかに内容を確認し適正であると認めた場合は、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。

## 1.8 委託料

本業務委託は、給水管の標準的な修繕（布設替え）工事の予定量を計上しているが、委託者より指示された業務が委託契約内容と異なる場合は、変更契約を行うものとする。

## 1 9 契約不適合責任期間

- (1) 修繕業務の契約不適合責任期間は、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則に定める期間とする。
- (2) 契約不適合責任期間において修繕業務による契約不適合が発生した場合は、委託者は受託者に対して、当該契約不適合の修復を指示し、受託者は直ちにこれに応じなければならない。

## 2 0 委託者の解除権

委託者は、受託者が次の(1)から(3)に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 修繕班編成が相当の期間できないとき、又は今後編成の見込みがないと認められるとき。
- (2) 修繕業務の実施に際し、委託者の指示に従わないとき。
- (3) 上記2項目に掲げるものの他、この契約に違反し、又は何らかの理由により修繕業務の目的を達成することができないと認められるとき。

## 2 1 個人情報の取扱い等

- (1) 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の保護の重要性を認識し、修繕業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、上記個人情報の他、修繕業務の実施上知り得た事項については、第3者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後又は職を退いた後においても同様とする。

## 2 2 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則によるほか、問題が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議し解決するものとする。

担当課

甲府市上下水道局 工務部 水道管理室 水道課 TEL 055 (228) 3378